

世界があこがれる観光都市の実現，市民の皆様にとっても「住んでいてよかった」と実感でき，市民の豊かさにつながるまちの実現を目指し，本方針を策定します。

宿泊客及び宿泊環境の現状と課題

- ① 外国人宿泊客の急増，宿泊施設の供給量の不足により「泊まりたくても泊まれない」状況。特に日本人宿泊客，ビジネス客の宿泊が困難になっている。
平成27年（2015年）→過去最高の宿泊客数：1,362万人（前年比1.6%増），過去最高の外国人宿泊客数：316万人（前年比73%増，2年間で180%増），日本人宿泊客：対前年比112万人減，入洛観光客数：5,684万人，市内宿泊施設総客室数：前年度比1.1%増
市内主要27ホテル年間平均稼働率：88.9%，旅館の稼働率：70.1%
- ② 簡易宿所の許可施設数のみが急増。上質な宿泊施設やビジネス客向けの宿泊施設，旅館，農家民宿など多様な宿泊施設の誘致が課題である。
簡易宿所の新規許可施設数→平成26年度（2014年度）…79軒，平成27年度（2015年度）同…246軒，平成28年度（2016年度）同4月～7月…201軒。
※ホテルの新規許可施設数→平成27年度（2015年度）…7軒，旅館の新規許可施設数→平成27年度（2015年度）…2軒
- ③ 宿泊施設が市内中心部に集中
中京区，東山区，下京区の3区に市内宿泊施設の59.3%，市内宿泊施設総客室数の63.4%が立地
- ④ 旅館業法無許可営業の「民泊」が急増。市民とのトラブル，安心安全に係る市民の不安感が増加
「京都市民泊施設実態調査」での市内旅館業許可取得民泊施設割合：7.0%

宿泊客及び宿泊施設数の今後の見通し

- | | | |
|-------------------------------------|---|--|
| 国：訪日外国人旅行者数
・平成32年(2020年)4,000万人 | 京都市：外国人宿泊客数
・平成32年(2020年) 約440万人(～約630万人) | 440万人を受け入れるためには，約10,000室の新設が必要
→現在，開業が予定されている宿泊施設は，約4,000室
→残り約6,000室分が新たに必要 |
| 国：訪日外国人旅行者数
・平成42年(2030年)6,000万人 | 京都市：外国人宿泊客数
・平成42年(2030年)の訪日外国人旅行者数6,000万人に対応する市内の外国人宿泊客数及びこれに基づく宿泊施設の更なる不足室数の試算，その対応については，今後の状況を踏まえ，改めて検討を行う。 | |

本市の宿泊政策における基本的な考え方

宿泊の質を高め，観光の質を高めることが，量の確保につながり，京都の持続的な発展と観光立国・日本に貢献する。
→上質な宿泊施設をはじめ，多様な観光客のニーズに対応する，様々なタイプやグレードの宿泊施設の拡充・誘致により，全体的な質を高め，裾野を広げる。
→このことは，市内の中小企業の発展，雇用の促進，伝統産業の発展など，市民の豊かさにつながっていく。

宿泊施設の拡充・誘致の5つの考え方

- ① 地域や市民生活との調和を図る→宿泊施設の拡充・誘致に当たっては，地域や市民生活との調和を前提に，宿泊客と市民との間に「心のふれあい」を醸成し，「最高のおもてなし」の実現につなげる。
- ② 市民と観光客の安心・安全の確保→旅館業法をはじめとした関連法令の遵守の徹底を図ることで，宿泊客と周辺住民の双方の安心・安全を確保する。
- ③ 多様で魅力ある宿泊施設の拡充→歴史と文化が感じられる旅館や京町家，京都の自然を体感できる農家民宿など多様な宿泊施設の提供を行う。
- ④ 地域の活性化につなげる→多様な地域に宿泊施設の開業を促進することで，市全域に広がる多様で魅力的ある地域の観光資源にふれていただき，観光による地域活性化を広げる。
- ⑤ 京都経済の発展，京都に伝わる日本の文化・心を継承発展させる→新たに上質な宿泊施設を整備することで，新たな雇用，安定的な雇用を創出し，京都経済の発展と伝統文化・伝統産業をはじめ日本の文化の振興に資する。

宿泊施設の拡充・誘致に対する取組

①**旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口** ◆旅館・ホテル等の拡充等，質の高い施設の開業支援や市域における誘致促進，旅館の事業承継等の相談窓口

②市内全域での宿泊施設の拡充

◆市内各地へのアクセスに便利な地域への誘致促進（鉄道駅周辺）

都市計画による誘導方策や規制緩和の検討，鉄道駅周辺に開業した旅館やホテルの情報をweb上でのページ（「Kyoto New Hotels」（仮称））で情報発信

◆特色ある多様な地域への誘致促進

③上質な宿泊施設の誘致

◆宿泊施設の立地が制限されている地域（住居専用地域，工業地域，市街化調整区域）においても，地域の歴史や文化，自然環境・景観との調和が図られるとともに，安定した雇用や，伝統産業・伝統文化の振興に資するなど，本市が定める要件を満たした上質な宿泊施設（ラグジュアリータイプ，MICEタイプ※1，オーベルジュタイプ※2）について，特例的に開業を認めることを検討

④**旅館の魅力発信と利用促進** ◆外国人宿泊客の受入支援，海外に向けた新たな魅力の発信，直前予約への対応支援，旅館の稼働率データの収集

⑤**表彰制度の創設** ◆質の高い宿泊施設や宿泊サービスの取組について，複数の部門を設定して，毎年表彰者を認証・表彰

⑥**担い手育成支援** ◆観光事業者と観光分野の就職を希望する方の交流・マッチングの支援，担い手育成のため地域の大学や専門学校等との幅広い連携を深め，新たな連携の在り方も研究

⑦**周辺自治体との連携** ◆本市の周辺自治体（宇治市，亀岡市，大津市等）の宿泊施設と連携を強化し，広域で観光客を受け入れ利便性を向上

※1…会議や研修の開催，参加者の宿泊等ビジネス利用に資する宿泊施設

※2…宿泊可能なレストラン，又は料理旅館

「民泊」に係る取組と本市の考え方

①「民泊」に係る当面の取組とその進め方

■旅館業法等の関連法令に違反しているものについては，厳正に対応するべく取り組んでいるが，引き続き強化する。

■民泊に係る国の新たな法制度の詳細が判明するまでは，次の取組を進める。

ア 「民泊通報・相談窓口」の設置

イ 違法な宿泊施設の一層の適正化

◆警察など関係機関とも連携のうえ，全庁を挙げて，一層の適正化を図る。

◆仲介業者に対して掲載施設の所在地情報の提供や無許可施設の掲載削除などの協力要請を引き続き行う。

ウ 宿泊サービスの提供に係る本市のルールの特化

◆周辺住民への事前周知や事業者の連絡先の開示，宿泊客の迷惑行為の防止，調査に対する協力を促す文書を施設へ貼付することなどを本市のルールとして明確に示し，事業者に取り組を求める。

エ 地域住民との調和，ふれあい・交流の促進

◆外国人宿泊客と周辺住民が必要に応じて，直接，意思の疎通が図れるよう，多言語音声アプリの利用促進

◆地域団体の取組への参加や宿泊施設の運営等に関する協定締結などを助言する。

②国において検討が進められている「民泊」新法に対する本市の考え方

■国における「民泊」新法の制定に当たっては，地域の実状に応じた運用が可能な法制度とするよう，国に要望を行っている。本市においては，今後の国の法整備の方向性を注視し，今後も必要な要望を行いつつ，「民泊」新法の詳細が判明した後，本市における具体的取組について検討を進めていく。

■宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで，「京都の暮らし」が体験できるような京都らしい良質な民泊を進める。